

政令第五十号

大学等における修学の支援に関する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令

内閣は、大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第八号）の施行に伴い、同法附則第六条第四項、独立行政法人日本学生支援機構法（平成十五年法律第九十四号）第十四条第四項並びに第十七条の二第二項及び第三項並びに地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第三百四十八条第二項第十三号の規定に基づき、この政令を制定する。

目次

第一章 関係政令の整備（第一条・第二条）

第二章 経過措置（第三条―第五条）

附則

第一章 関係政令の整備

（独立行政法人日本学生支援機構法施行令の一部改正）

第一条 独立行政法人日本学生支援機構法施行令（平成十六年政令第二号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項の表大学の項中「及び」を「又は」に改め、同表高等専門学校の項中「及び公立大学法人」を「又は公立大学法人」に改め、同表専修学校の項中「第八条の二第一項の表」を「第八条の二第一項第一号の表及び第二項第一号の表」に、「及び」を「又は」に、「同表」を「第八条の二第一項第一号の表及び第二項第一号の表」に改め、同表備考第一号中「（第五号において「特定技術」という。）」を削り、「第六条」の下に「及び第八条の二」を加え、同表備考第四号中「含む（」の下に「第八条の二第一項第一号の表を除き、」を加え、同表備考第五号を削り、同表備考第六号中「第八条の二第一項」を「第八条の二第一項第一号」に改め、同号を同表備考第五号とし、同表備考第七号中「第八条の二第一項」を「第八条の二第一項第一号」に改め、同号を同表備考第六号とし、同条第三項中「第八条の二第三項」を「次条」に、「月額」を「額」に、「年当たり」を「その年当たり」に改める。

第一条の次に次の一条を加える。

（学資支給金の支給等を受けた場合における第一種学資貸与金の額）

第一条の二 大学、高等専門学校（第四学年及び第五学年に限る。）又は専修学校に在学する者（特定通信教育受講者であるものを除く。）のうち、法第十七条の二第一項の学資支給金（以下単に「学資支給

金」という。)の支給又は大学等における修学の支援に関する法律(令和元年法律第八号。以下「支援法」という。)第八条第一項の規定による授業料の減免(次項において「授業料減免」という。)を受けるものに対する第一種学資貸与金の月額については、前条第一項の表大学の項下欄、高等専門学校の項下欄又は専修学校の項下欄の規定にかかわらず、同表の上欄に掲げる学校等及び通学形態の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額のうち最も高い額から次に掲げる額の合計額を控除した額(その額が零を下回る場合には、零とする。)又は当該控除した額の一万円未満の端数を切り捨てた額未満の同表の下欄に定める額のうち、貸与を受ける学生又は生徒が選択する額とする。

一 当該学生又は生徒につき第八条の二第一項から第四項までの規定により算定される学資支給金の額(当該学生又は生徒が通信による教育を受ける者である場合には、当該額を十二で除した額(その額に百円未満の端数が生じた場合には、これを百円に切り上げた額))

二 当該学生又は生徒につき大学等における修学の支援に関する法律施行令(令和元年政令第四十九号。次項第二号において「支援法施行令」という。)第二条第一項第一号の表の上欄に掲げる学校等の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に定める授業料の年額(当該学生又は生徒が通信による教育を受け

る者である場合には、一三〇、〇〇〇円。以下この号において「授業料調整年額」という。）（当該学生又は生徒に係る同条第二項に規定する減免額算定基準額が同条第一項第二号又は第三号に掲げる額に該当する場合には、当該額の区分に応じ、それぞれ当該授業料調整年額に当該各号に定める割合を乗じた額）を十二で除した額（その額に百円未満の端数が生じた場合には、これを百円に切り上げた額）

2 機構は、前条第三項の規定に基づき特定通信教育受講者のうち学資支給金の支給又は授業料減免を受けるものに対する第一種学資貸与金の額を定めるときは、その年当たりの合計額が学資支給金の支給及び授業料減免を受けない特定通信教育受講者に対する第一種学資貸与金の年当たりの合計額から次に掲げる額の合計額を控除した額（その額が零を下回る場合には、零とする。）となるよう定めなければならない。

一 特定通信教育受講者につき第八条の二第三項及び第四項の規定により算定される学資支給金の額

二 一三〇、〇〇〇円（特定通信教育受講者に係る支援法施行令第二条第二項に規定する減免額算定基準額が同条第一項第二号又は第三号に掲げる額に該当する場合には、当該額の区分に応じ、それぞれ

一三〇、〇〇〇円に当該各号に定める割合を乗じた額（その額に百円未満の端数が生じた場合には、これを百円に切り上げた額）

第八条の二を次のように改める。

（学資支給金の額）

第八条の二 学資支給金の月額、学資支給金を受ける者（以下「支給対象者」という。）に係る支給額算定基準額の次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額（第二号又は第三号に定める額に百円未満の端数がある場合には、これを百円に切り上げた額）とする。

一 一〇〇円未満 次の表の上欄に掲げる学校等及び通学形態の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額

大学		区分		月額
		地方公共団体、国立大学法人又は公立大学法人が設置する大学	私立の大学	
		地方公共団体、国立大学法人又は公立大学法人が設置する大学	自宅通学するとき	二九、二〇〇円
			自宅外通学するとき	六六、七〇〇円
		私立の大学	自宅通学するとき	三八、三〇〇円

備考	専修学校		校		高等専門学			
	私立の専修学校		校		地方公共団体、独立行政法人国立高等専門学			
	国、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人又は地方独立行政法人が設置する専修学校		私立の高等専門学校		校機構又は公立大学法人が設置する高等専門学校（第四学年及び第五学年に限る。以下この条において同じ。）			
	自宅外通学のとき	自宅通学のとき	自宅外通学のとき	自宅通学のとき	自宅外通学のとき	自宅通学のとき	自宅外通学のとき	
七五、八〇〇円	三八、三〇〇円	六六、七〇〇円	二九、二〇〇円	四三、三〇〇円	二六、七〇〇円	三四、二〇〇円	一七、五〇〇円	七五、八〇〇円

一 「大学」には、専攻科（支援法第二条第二項に規定する短期大学の専攻科を除く。）及び別科を含まない（以下この条において同じ。）。

二 「第四学年及び第五学年」には、支援法第二条第二項に規定する高等専門学校の専攻科を含む。

二 一〇〇円以上二五、六〇〇円未満 前号に定める額に三分の二を乗じた額

三 二五、六〇〇円以上五一、三〇〇円未満 一号に定める額に三分の一を乗じた額

2 支給対象者のうち、その者の生計を維持する者が生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第十

一条第一項各号に掲げる扶助を受けている者又は満十八歳となる日の前日において児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十七条第一項第三号の規定により同法第六条の四に規定する里親に委託されていた者若しくは同号の規定により入所措置が採られて同法第四十一条に規定する児童養護施設に入所していた者その他これらに類するものとして文部科学省令で定める者であつて、居住に要する費用につき学資支給金による支援の必要性がないと認められるものに対する学資支給金の月額については、前項の規定にかかわらず、支給対象者に係る支給額算定基準額の次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ

れ当該各号に定める額（第二号又は第三号に定める額に百円未満の端数がある場合には、これを百円に切り上げた額）とする。

一 一〇〇円未満 次の表の上欄に掲げる学校等の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額

		区 分		月 額
大学	地方公共団体、国立大学法人又は公立大学法人が設置する大学			三三、三〇〇円
	私立の大学			四二、五〇〇円
高等専門学 校	地方公共団体、独立行政法人国立高等専門学校機構又は公立大学法人が設置する高等専門学校			二五、八〇〇円
	私立の高等専門学校			三五、〇〇〇円
専修学校	国、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人又は地方独立行政法人が設置する専修学校			三三、三〇〇円
	私立の専修学校			四二、五〇〇円

二 一〇〇円以上二五、六〇〇円未満 前号に定める額に三分の二を乗じた額

三 二五、六〇〇円以上五一、三〇〇円未満 第一号に定める額に三分の一を乗じた額

3 大学又は専修学校において通信による教育を受ける支給対象者に対する学資支給金の額については、前二項の規定にかかわらず、支給対象者に係る支給額算定基準額の次の各号に掲げる区分に応じ、一年につき、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 一〇〇円未満 五一、〇〇〇円

二 一〇〇円以上二五、六〇〇円未満 三四、〇〇〇円

三 二五、六〇〇円以上五一、三〇〇円未満 一七、〇〇〇円

4 前三項に規定する「支給額算定基準額」とは、支給対象者及びその生計を維持する者について第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額（その額が零を下回る場合には、零とし、その額に百円未満の端数がある場合には、これを切り捨てた額とする。）（当該支給対象者又はその生計を維持する者が地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第二百九十五条第一項各号に掲げる者又は同法附則第三条の三第四項の規定により同項に規定する市町村民税の所得割を課することができない者である場合には、零とする。）を合算した額をいう。ただし、支給対象者又はその生計を維持する者が学資支給

金が支給される月の属する年度（当該月が四月から九月までの月であるときは、その前年度。以下この項において同じ。）分の同法の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。以下この項において同じ。）の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割の賦課期日において同法の施行地に住所を有しないことその他の理由により本文の規定により難しい場合として文部科学省令で定める場合にについては、文部科学省令で定めるところにより算定した額とする。

一 学資支給金が支給される月の属する年度分の地方税法の規定による市町村民税に係る同法第三百二十四条の三第二項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額、同法附則第三十三条の二第五項に規定する上場株式等に係る課税配当所得等の金額、同法附則第三十三条の三第五項第一号に規定する土地等に係る課税事業所得等の金額、同法附則第三十四条第四項に規定する課税長期譲渡所得金額、同法附則第三十五条第五項に規定する課税短期譲渡所得金額、同法附則第三十五条の二第五項に規定する一般株式等に係る課税譲渡所得等の金額、同法附則第三十五条の二の二第五項に規定する上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額並びに同法附則第三十五条の四第四項に規定する先物取引に係る課税雑所得等の金額、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課

税等に関する法律（昭和三十七年法律第四百四十四号）第八条第二項（同法第十二条第五項及び第十六条第二項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額（同法第八条第八項第四号（同法第十二条第七項及び第十六条第四項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えられた地方税法第三百十四条の二の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）及び外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第八条第四項（同法第十二条第六項及び第十六条第三項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額（同法第八条第十一項第四号（同法第十二条第八項及び第十六条第五項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えられた地方税法第三百十四条の二の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号）第三条の二の二第十項に規定する条約適用利子等の額（同法第十一項第四号の規定により読み替えられた地方税法第三百十四条の二の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）及び租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第三条の二の二第十二項に規定する条約適用配当等の額（同法第十四項第四号の規定により読み替えられた地方税法第

三百十四条の二の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）の合計額に百分の六を乗じた額

二 学資支給金が支給される月の属する年度分の地方税法第三百十四条の六及び附則第三条の三第五項の規定により控除する額（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市により当該年度分の地方税法の規定による市町村民税の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割を課される者については、当該額に四分の三を乗じた額）

5 支給対象者が職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成二十三年法律第四十七号）第七条第一項に規定する職業訓練受講給付金その他の法令に基づく大学等（大学、高等専門学校又は専修学校をいう。次条において同じ。）の学資に係る給付等であつて学資支給金の額を調整する必要があるものとして文部科学省令で定めるものを受けた場合における当該支給対象者に対する学資支給金の額については、前各項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される学資支給金の額を限度として文部科学省令で定める額とする。

第八条の二の次に次の二条を加える。

（学資支給金の支給の期間）

第八条の三 機構は、次の各号に掲げる者に該当する支給対象者に対して、当該各号に定める月数を限度として、学資支給金の支給を行うものとする。

一 過去に学資支給金の支給を受けたことがない者 当該支給対象者がその在学する大学等の正規の修業年限を満了するために必要な期間の月数（支援法第二条第二項に規定する短期大学の専攻科又は高等専門学校の専攻科の正規の修業年限を満了するために必要な期間の月数が二十四月を超える場合には、二十四月を超えない範囲で文部科学省令で定める月数とし、専修学校の正規の修業年限を満了するために必要な期間の月数が四十八月を超える場合には、四十八月を超えない範囲で文部科学省令で定める月数とする。次号において同じ。）

二 過去に学資支給金の支給を受けたことがある者のうち学校教育法第百八条第九項、第二百二十二条又は第百三十二条の規定により編入学した者その他の文部科学省令で定める者 当該支給対象者がその在学する大学等の正規の修業年限を満了するために必要な期間の月数（当該月数と当該支給対象者が過去に学資支給金の支給を受けた期間の月数（以下この号において「過去支給期間月数」という。）とを合算した月数が七十二月を超える場合には、七十二月から当該過去支給期間月数を控除した月数）

(文部科学省令への委任)

第八条の四 前二条に定めるもののほか、学資支給金の支給に関し必要な事項は、文部科学省令で定める。

(地方税法施行令の一部改正)

第二条 地方税法施行令(昭和二十五年政令第二百四十五号)の一部を次のように改正する。

第五十一条中「第三項まで」を「第四項まで」に改め、同条第一号中「又は第三項第三号」を「、第三項第三号又は第四項」に改める。

第二章 経過措置

(国庫納付金の納付の手續)

第三条 独立行政法人日本学生支援機構は、大学等における修学の支援に関する法律附則第六条第四項に規定する残余があるときは、同項の規定による納付金(以下「国庫納付金」という。)の計算書に、同条第一項に規定する旧学資支給金の支給が終了する日の属する事業年度(以下この項及び次条において「最終事業年度」という。)の事業年度末の貸借対照表、最終事業年度の損益計算書その他の国庫納付金の計算の基礎を明らかにした書類を添付して、最終事業年度の次の事業年度の六月三十日までに、これを文部科

学大臣に提出しなければならない。

- 2 文部科学大臣は、前項の規定による国庫納付金の計算書及び添付書類の提出があったときは、遅滞なく、当該国庫納付金の計算書及び添付書類の写しを財務大臣に送付するものとする。

(国庫納付金の納付期限)

第四条 国庫納付金は、最終事業年度の次の事業年度の七月十日までに納付しなければならない。

(国庫納付金の帰属する会計)

第五条 国庫納付金は、一般会計に帰属する。

附 則

(施行期日)

- 1 この政令は、大学等における修学の支援に関する法律の施行の日から施行する。

(独立行政法人日本学生支援機構法施行令の一部を改正する政令の一部改正)

- 2 独立行政法人日本学生支援機構法施行令の一部を改正する政令(平成二十九年政令第二百二十五号)の一部を次のように改正する。

附則第二条第二項中「専修学校」の下に「大学等における修学の支援に関する法律の施行に伴う関係
政令の整備及び経過措置に関する政令（令和元年政令第五十号）第一条の規定による改正前の」を加える。